

令和7年度札幌市水道局障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

機関名	札幌市水道局
任命権者	札幌市水道事業管理者
評価年度	令和7年度
目標に関する達成度	
	○ 採用に関する実雇用率の目標 【目標】2.81% 【実雇用率】2.39% （令和7年6月1日時点）
取組内容の実施状況	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	○ 障害者雇用推進者として水道局総務部総務課長を選任した。（令和7年度以前に充て職として対応済） ○ 障害者職業生活相談員として、水道局総務部総務課職員係長を選任した。（令和7年度以前に対応済） ○ （一社）日本心のバリアフリー協会代表理事の杉本梢氏及び精神障がい当事者を講師とした、管理職（課長職）及び係長職向けの障がいのある市民との接し方や障がいのある職員へのマネジメント方法についての研修に参加した。 ○ 障がいのある職員を部下にもった場合の対応方法についての研修を新任の役職者（係長職）向けに行った。 ○ 障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止等を定める障害者差別解消法の理解を深める研修を全職員向けに行った。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 採用前に障がいのある方の障がい特性や能力、希望を十分に把握するための面談を実施した。 ○ 新規採用時又は部署異動時などのタイミングでの面談において、業務の適切なマッチングができているかの検討を行った。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 面談の際、障がいのある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえて検討を行って、継続的な必要な措置を講じた。 ○ 必要な措置を講じるにあたっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも過重な負担にならない範囲で適切に実施した。 ○ 募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行っていない。 ・ 特定の障がいのある受験者を排除し、又は特定の障がいのある受験者に限定すること。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定すること。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。 ・ 就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入を実施すること。
その他	
	○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大に向けて周知を行った。